

嘉麻市市役所新庁舎の建設に関する決議（案）

合併後、6年が経過しましたが、嘉麻市議会においても、執行部とともに財政の健全化を図るため、行財政改革に関する協議を重ねてまいりました。

これまでの行財政改革で一定の成果は見たものの、まだまだ財政の硬直化は改善されたとはいえず、合併特例措置が平成32年度に終了するまでに更なる行財政改革が必要であります。

そのような状況の中、行財政改革の一つの柱として、現在の分庁方式の解消が浮上し、執行部においては庁舎問題担当部署が設置され、議会においても昨年6月からは新庁舎に関する調査特別委員会を設置し、7回にわたり協議を重ねてきました。

執行部がまとめた資料によると、分庁方式を解消することによる財政効果としては、庁舎間の移動経費や庁舎の維持管理費、さらには公用車の維持管理費など年間3,700万円程度と試算されており、合併後、6年間で2億円余りの浪費をしていることとなり、分庁解消の決定が遅くなれば遅くなるほど浪費はかさみ、重要課題である経費削減に逆行するもので、分庁方式の解消は早急に進めるべきものであります。

次に、現有施設については、最も施設の新しい碓井庁舎でさえ、耐用年数があと20年程度と、どの施設も耐震構造やバリアフリー化が不十分な施設であります。

そこで、現有庁舎を増築すべきか、新庁舎を建設すべきか、また、新築する場合の候補地をより客観的に比較・検討するため、執行部においてコンサルタントに調査を委託、その報告も受けたところであります。

その報告書では、1. 碓井庁舎を活用し増築した場合、2. 牛隈交差点付近に新築する場合、3. 碓井グラウンドに新築する場合、4. 稲築多目的運動広場に新築する場合の4パターンの比較がなされております。

まず、碓井庁舎を活用し増築した場合は、築30年を経過しているため、屋上防水やバリアフリー化などの改修工事が必要な施設であり、今後30年間の実質的な負担額は約49億円程度と見込まれています。

牛隈交差点付近に新築する場合は、民有地を取得する必要があるため、用地交渉など、早期の着工は見込めない要因もあり、費用の上でも約39億円が見込まれています。

碓井グラウンド及び稲築多目的運動広場に新築する場合の30年間の実質的な負担額は、それぞれ同額の約36億円が見込まれています。

また、本庁方式を採用することによる各地域への対応については、簡易な受

付事務を、周辺の公共施設で対応することや市バスの運行を強化することで市民の負担増を軽減することも検討に含まれております。

市長は、平成 23 年 7 月 19 日に開催された新庁舎に関する調査特別委員会において、「碓井庁舎を改造し、碓井を本庁舎にしたい。」との考えを示されましたが、この調査報告書や地方自治法の本旨から鑑みても、その根拠は全くないことは明らかであります。

地方自治法には、本庁舎の位置は、大前提として、「住民の利便性」「他の官公署との距離」「交通事情」などを考慮して決定することが定められています。

現在の「碓井本庁」の決定については、合併協議時に「国から示されたよりよい条件での合併の期限」が迫っていたこともあり、前述の地方自治法やまちづくりの観点などは後回しとし、合併の成功を第一に考えた結果であり、そのため、合併協定の中で本庁の位置は「当分の間」ということが明記されており、その後、きちんと検討すべきことも示されています。

さらに、本庁舎は「市のシンボルとなり、まちづくりの中心となるべきところに存するべき」であることは論を待たないところであります。

今後 30 年間の実質的な負担額の少ない「碓井グラウンド」及び「稲築多目的運動広場」を市民の利用頻度を観点に比較したときに、市民の 4 割は稲築地区に住んでいるということのほか、今次の一般会計補正予算においても、稲築庁舎の窓口の混雑を解消すべく窓口受付発券機の予算が計上されるなど、他の現有施設と比較しても稲築庁舎の利用者が非常に多いということは明らかであります。

また、国道 201 号バイパスが整備されたことに伴い、福岡市や北九州市とのアクセスが最も良いのが「稲築多目的運動広場」であります。

また、議会においても、平成 24 年 12 月 11 日に開催された新庁舎に関する調査特別委員会において、20 名の委員のうち、12 名の委員が「稲築多目的運動広場」に庁舎を新築すべきという意見でありました。

結論として、長期的な経常経費の削減、地理的条件、そして何より、市民サービスの観点から、本市議会としては「稲築多目的運動広場」に庁舎を新築することを求めるものであります。

以上、決議します。

平成 24 年 12 月 18 日

嘉麻市議会